

会 議 録

| | | | | | | |
|--------------------|-----|---|----|------|------|----|
| 会議名 (審議会等名) | | 第3回 相模原市防災会議「防災条例検討部会」 | | | | |
| 事務局 (担当課) | | 危機管理課 | | | | |
| 開催日時 | | 平成25年7月17日(水) 午前10時00分～12時00分 | | | | |
| 開催場所 | | 消防指令センター 4階 講堂 | | | | |
| 出席者 | 委員 | 11人(別紙のとおり) | | | | |
| | その他 | | | | | |
| | 事務局 | 8人(危機管理課長、他7人) | | | | |
| 公開の可否 | | 可 | 不可 | 一部不可 | 傍聴者数 | 0人 |
| 公開不可・一部不可の場合は、その理由 | | | | | | |
| 会議次第 | | 1 開会 2 議事 (1) 応急対策について (2) 復旧・復興対策について (3) その他条例に盛り込む視点について (4) 前回検討部会を踏まえた「総則」「事前対策」について 3 その他 4 閉会 | | | | |

主な内容は次のとおり。(は委員の発言、 は事務局の発言)

1 開会

部会を開催するにあたり、事務局から会議資料について説明した。

2 議事

事務局から会議の公開の取扱いについて説明した。

全委員承認後、傍聴希望者の有無について座長から確認され、事務局より傍聴希望者がいない旨報告した。

(1) 応急対策について

(2) 復旧・復興対策について

(3) その他条例に盛り込む視点について

(4) 前回検討部会を踏まえた「総則」「事前対策」について
事務局から防災条例のイメージについて説明した。

3 その他

委員により意見交換がされた。

応急対策の「他の地方公共団体等との協定」というところは、協定が結ばれている前提の記述だが、防災条例の目的に「基本的事項を定める」とあるため、結ばれている協定を根拠付けることが重要である。さらに協定を結んでいくということを入れなくていいのか。

実際に結ばれている協定を前提に考えていたが、協定の締結については、今後も拡大していきたいと考えているため、位置付けについては検討したい。

復旧・復興対策の復興対策の中で「あらかじめ必要な手順を定め」とあるが、あらかじめ作るのであれば規則の中で手順を定める考え方もある。

災害復興計画は事前に作ることもあるのか。

被害想定を基にして事前に作っておくという事例もあるようであるが、ここでイメージしているのは事後速やかに復興計画を策定するための手続きである。

自主防災組織が災害時に消火活動、救出活動を行わなければならないというような具体的なことを条例の中で示す考えがあるのか。また、自主的な防災活動により傷害や疾病にかかった場合の補償について、条例で規定することなどが考えられるのか。

自主防災組織については、市民の責務に「自主防災組織に参加する」「協力し」とい

った文言や、事業者の責務に「自主防災組織と協力し」という文言を入れている。補償については、現在、市のボランティア保険の範囲内での補償ということになっているが、それでは内容が十分なのかということも課題として認識している。応急対策の中で、どのような表現で盛り込めるか検討したいと思う。

応急体制の整備の応急措置に「応急医療に関する措置」とあるが、地域防災計画では「災害のため医療機関の機能が停止し、又は著しい不足若しくは混乱により被災傷病者が医療の手段を失った場合に、応急的に医療又は助産を実施する。」とあるが、医療機関の機能が停止した時に市はどうするのか。

救護所や拠点救護所を開設し、医療救護にあたることとしている。また、稼働している病院に患者を搬送する体制もあわせて整えている。

災害で病院は機能しないが医師はいる場合や設備が搬出できる場合など、様々な状況が想定されるが医師会等とそうした協定は結んでいるのか。

協定もあるが、医師会とともに災害時医療計画を作っており、救護所にどのスタッフを配置するかということも含めて定めている。予定できるところは予定している。

そうしたことを条例で位置付け、市民に分かるようにするという考えもあると思う。応急体制の整備に「市民及び事業者等」の「等」と、他の地方公共団体等との協定の応援要請「他の地方公共団体及び事業者等」の「等」は何を指しているのか。

今回、市民の定義を市内に居住する者としたので「市民及び事業者等」の「等」は、市外の方が災害時に市内にいることなどのケースを想定したもの。「他の地方公共団体等」の「等」は、商工会議所やアマチュア無線クラブといった団体とも協定や覚書を結んでいることを反映したものである。

他の自治体にあるように市民と市民等と2つ分けて、在勤、在学に関わる人たちに対しても市が行うことや期待することについては、市民等のような形で定義しないと、何も言わないでにおいて市民及び事業者等で表現の中で在学、在勤に関わる人たちが入るとするのは条例としては好ましくない。

これから協定を結ぶことを条例に盛り込むとすれば、相手先を広くとっておかないと条文の中に限定されてしまうので、この「等」は幅広で受けさせていただいた方がいいのかなと思う。それ以外の「等」は、あいまいな部分があるため、整理する必要がある。

協定を結ぶ相手として地方公共団体、それから事業活動を行う事業者ではない任意団体が入ると言えるのであればそれでいい。

広域応援の考え方として、「積極的かつ迅速に、応急、復旧の支援に取り組む」とあるが、どのような範囲か。

指定都市市長会などの枠組みで応急対策などの部隊派遣を行うことなどを想定して

いるので、それをここに位置付けるということになるのかと思う。

大規模災害で自治体から人を送ったのは、どのような根拠か。

私たちが大船渡市へ義援金を届けた。相模原市から支援に来ていただいたということで、大船渡市から大変喜ばれていた。相模原市にもし災害があった時には駆けつけますとっていただいたので、やはりこういった相互の援助の考え方は大切にしていかなければいけないと思う。

広域応援の考え方に、財政的支援は含まれるのか。財政的支援を書くかどうかは別として、自治体の財政運営の考え方からすると、災害時だからといって他の自治体に財政支援を行うことには課題がある。このため相模原市は大規模災害が起きた時には支援をするということを条例に入れておいた方が、市全体で認めているということになり、支援の根拠になる。法に基づく支援はあるが、それ以上の支援の必要がある時に条例上に入れておくことは意義があると思う。ただ、入れ方として、相模原市以外のことをどう入れるのか整理した方がいい。

地震対策の「高層共同住宅等の災害予防策」の高層共同住宅というのは何を指して高層共同住宅とっているのか。例えば消防法では高層建築物の高さの定義があるが。

地域防災計画上、何階以上を高層とするか明確な定義はないが、一般的にエレベーターが止まったりしたときに生活が困難になることを想定した対策を考えている。基本理念の中に「男女共同参画の視点」という文言を入れているが、東日本大震災では、避難所運営に女性が参画していないこと、授乳や着替えをする場所がないこと、トイレの問題、避難所の物資など様々な場面で問題が浮かび上がった。また、男女のニーズの違いを踏まえた防災や災害時の復興対策も不可欠であり、条例の中で、それぞれ男女共同参画の視点で取り組むことを位置付けていただきたい。

基本理念の「男女共同参画の視点」と、避難所で女性を配慮するというのはテーマが違う。そこを分けておかなければならない。

事前の計画づくり、復旧復興にあたって男女共同参画のもとで取り組むことにより、よりよいまちづくりになるだろうということで、基本理念で入れた。国も今年の6月に男女共同参画の視点からの防災復興の指針というのを作ったということ踏まえ、避難所運営には女性の視点、ニーズの違いを取り入れるということでそこは表現を使い分けているというところはある。

自主防災組織という言葉がよく出てくるが、現実として自主防災組織を構成する自治会長や班長はほとんど1年で交代するため、自主防災組織として継続性に課題がある。市の責務として、自主防災組織の育成や強化ということも入れた方がいいのではないか。

自主防災組織の本来の期待される姿のためにどういうことをやっていかなければな

らないか条例でそこまで位置づけるのは難しいと思うが、別個に行動計画、アクションプランのような形があれば、今の懸念は少し薄らぐのかなと思う。

自治会活動の限界が現れており、自主防災隊に過度のことは期待できない現実がある。隣近所でできるくらいのことはやる程度で、それ以上のことは行政の力を頼らざるをえない。初期消火の機具を貸与するとか訓練をする計画があるが、今の高齢者社会においては、そういうこともできる人はものすごく少ない。

自治会の現役が自主防災組織を担っている実態を踏まえ、自治会長イコール隊長ということではなく継続性についても考慮に入れるようお願いをしているところ。また、各地域で過度な負担というのは当然配慮していかなくてはいけないと思っているが、市の防災を担っていただきたいという期待もあるので、やはり条例の中に自主防災組織を位置付けて、自助・共助の範囲で、各地域で活動していただく流れを作っていきたい。

自主防災というと、自治会だけではなくマンション等で行っているはずである。自主防災組織にこだわらず「自治会等」としておく考え方もある。

学校現場で心配しているのが、もし学校が避難所になった場合どうするのかということである。避難所運営については運営協議会等のみなさんをお願いをしている形だと思うが、実際、災害時には教職員も一緒に避難所運営を行っていかねばならないという話が校長会で出ている。このため、体制づくりや研修などの必要があるのではないのかというのが大きな課題となる。また、医療機関との連携という点で、各避難所に対し、医師が来てくれるという取組み、協定を結んでいくことが必要になると思う。

事業者の取組みとしては、大規模な事業者は、事業所内に防災隊を編成している。AEDや消火器の使用方法等の教育を行っている。また、災害が発生した場合には、産業医は病院に出向いて医療にあたると聞いている。

避難所の確保のところで地域の自主防災組織の教育とあるが、これをきっかけに自治会を含めて市民や企業等が自主防災組織をうまくつくっていくべきである。

相模原市は、自主防災組織における自治会の役割は良いが、様々な意見が出たので、自主防災組織の取り扱い、避難所運営について、条例の中でどのように整理するのか検討を要する。

コミュニティの維持に当たり、その参画者は自治会もあるが、それだけではないというのが新しい流れである。どうすれば一番効果的かを考える必要がある。

自主防災組織が現状こうだから条例では言いすぎという考え方ではなく、相模原市はこういうことを目指しているということを打ち出して、それに向かって具体的に行政がアクションプランの中で地域の防災組織に関与し、教育、訓練に関わっていくという覚悟を示すことが重要である。それによって自治力の向上にも繋がり、プ

ラスの面が出てくるはずである。そういう視野を持って考える必要があると思う。ボランティアとの連携の「ボランティアの普及」とあるが、言葉として違和感がある。普及すべきは、ボランティアの活動や意識などではないか。

今回、市民の定義は在住に絞っているが、これでは在学、在勤に対しての対策がなくなるか。相模原市にいるのに災害時に全く関係ないというのは好ましくないと思う。自治体によっては市民と市民等という定義を使い分けているケースもあるので、この辺りはもう一度考えていただきたい。また、「市民の責務」という言葉について、「責務」が重いとする考えもあり、言い換えるとすれば「市民の役割」という表現もある。

高層共同住宅の定義の話があったが、高層でなくても対象とすべきで「共同住宅」でいいと思う。

総則、事前対策、応急対策、復旧・復興対策、4つの段階で、ご検討いただいているが、事前対策と応急対策が重なる部分もあり、実際にこの条例の全体を考える時には改めて整理しなくてはいけないと思っている。また、今回の結果を踏まえ庁内各局区にも示し、その結果、各局区からの意見、指摘により加筆修正する場合も想定される。

4 閉会

次回は8月2日（金）開催の予定。

以 上

防災条例検討部会 委員出欠名簿

| | 氏 名 | 所 属 等 | 備 考 | 出欠席 |
|----|--------|--|-----|-----|
| 1 | 市川 宏雄 | 明治大学専門職大学院長 公共政策大学院ガバナンス研究科長 Ph.D(都市政策、都市地域計画) | 座長 | 出席 |
| 2 | 武井 弘吉 | 相模原市自治会連合会理事 | 副座長 | 出席 |
| 3 | 大谷 静子 | 特定非営利活動法人 男女共同参画さがみはら 代表理事 | | 出席 |
| 4 | 田所 洋子 | 社会福祉法人 相模原市社会福祉協議会理事 | | 出席 |
| 5 | 山重 ふみ子 | 相模原市公立小中学校長会役員 | | 出席 |
| 6 | 笹野 章央 | 相模原市危機管理監 | | 出席 |
| 7 | 出石 稔 | 関東学院大学法学部教授 | | 出席 |
| 8 | 鈴木 勇次 | 防災専門員(上溝地区) | | 出席 |
| 9 | 西本 敬 | 特定非営利法人 相模原ボランティア協会 | | 出席 |
| 10 | 松井 潤 | キャタピラージャパン株式会社 相模事業所総務・法務室長 | | 出席 |
| 11 | 菱中 了儀 | 公募委員 | | 欠席 |
| 12 | 堀口 眞 | 公募委員 | | 出席 |